

## 常勤・非常勤の種類と勤務条件等

令和5(2023)年11月1日現在

### (常勤(任期付教職員／臨時の任用教職員)の場合)

職名	種類	任用期間			職務内容	勤務時間	給与・報酬、休暇	休暇	社会保険 (医療、年金保険) (フルタイムの場合)	雇用保険
・講師 ・助教諭 ・養護助教諭 ・主事 ・学校栄養士	産休補助	本務者の産前 産後休暇の期 間	本務者の子が 死亡したり養育 状況が変更され たときは、任用 期間をまたぐ	本務者の休 暇・休職等が 年度をまたぐ 場合であって も、3月31日ま でとする。	・本務者等が 担当していた 職務を引き継 ぐ。 ・学級担任を することがあ る。 ・校務分掌が ある。 ・中学校の場 合は、部活動 指導も行う。	・1日7時間45 分。 ・長期休業中も 勤務がある。	・月給制 ・通勤手当有 ・講師、助教諭、養 護助教諭の場合、 教職調整額と特別 手当がある。 ・基準日(6月1日及 び12月1日)に在職 する者及び基準日1 か月以内の退職者 に期末・勤勉手当 支給有。 ・退職金は6月以上 勤務の場合支給す る。ただし、年度を またいで継続任用 となる場合は、退職 金も次年度に引き 継がれる。	・任用期間に応じて 年次有給休暇が付 与される(下表参 照)。 ・退職日から次の採 用日までの空白期 間が10日以内の場 合、年次有給休暇 を繰り越すことがで きる。次年度にも繰 り越すことができる。 ・夏季休暇、忌引休 暇等の特別休暇を 取得することができる。	(1)任期付職 員 公立学校共済組 合 短期(医 療)・長期(年 金)に加入す る。	加入しない (雇用保険 法第6条第7 号の規定に よる)。
	育休補充	本務者の育児 休業の期間	本務者が予定 により早く快復し たり復職したり するときは、任 用期間が短くな ることがある。	ただし、任期付 職員の場合 は、本務者の 休業期間の終 期までとする。					(2)臨時の任 用職員 医療保険は公 立学校共済組 合(短期)に加 入する。年金 は厚生年金保 険に加入す る。	
	傷休補充	本務者の傷病 休暇の期間	本務者が予定 により早く快復し たり復職したり するときは、任 用期間が短くな ることがある。	ただし、任期付 職員の場合 は、本務者の 休業期間の終 期までとする。					(1)(2)共通 ①任用期間 (採用日から退 職日まで)が2 か月以内の場 合は加入しな い(国民健康 保険及び国民 年金に加入)。 ②本人負担分 を給与から控 除する。 ③年度をまた いで継続任用 となる場合は、 継続される。	
	休職補充	・本務者の休職 の期間 ・6か月ごとに採 用辞令を受ける。								
	介休補充	・本務者の介護休暇の期間 ・被介護者が死亡した場合は、介護休暇取得事 由がなくなるため、死亡日付で免職となる。								
	内留補充	・本務者の大学等への内地留学期間 ・前期内留 4月1日～9月30日 ・後期内留 10月1日～3月31日								
	研修補充	・本務者の民間企業等への社会体験研修期間 (1年間) ・6か月ごとに採用辞令を受ける。								
	欠員補充	・教職員に欠員が出た日から3月31日までの期間 ・6か月ごとに採用辞令を受ける。 ・採用内定後(3月下旬)、学級編制基準日(4月上 旬)までに児童生徒転出等による学級減が生じた 場合は、採用延期になることがある。 ・平成28年度より、任用通算5年間(60月)を超 える事務職員及び学校栄養職員経験者を、一定の 条件を満たす場合に再度任用できることとなっ た。								

※次の場合は任用期間中であっても退職となる場合があります。

- ・心身の故障等により職務の遂行に支障がある場合
- ・教育公務員としてふさわしくない行為をした場合

※常勤の場合、公務上又は通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金(公務災害)の適用となる。

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

**常勤・非常勤の種類と勤務条件等  
【非常勤(会計年度任用教育職員)の場合】**

令和5(2023)年11月1日現在

職名	種類	任用期間	職務内容	勤務時間	給与・報酬	休暇	社会保険(※)	雇用保険		
・非常勤講師 ・非常勤養護教諭 ・非常勤学校栄養職員	初任者指導教員 (単独校方式)	4月1日～3月31日	初任者への全般的な指導及び校外研修時の担任業務代替	・7時間45分×週3日×35週 (年間813時間45分) ・長期休業中の勤務はない。	・時給2,620円 ・当方規程による通勤手当の支給有。	・6か月以上の任期の場合、年次有給休暇・夏期休暇が付与される(下表参照)。  ・年次有給休暇は付与されない。 ・忌引休暇、夏季休暇等の特別休暇はない。	・加入しない。	・加入しない。		
	初任者研修後補充	4月1日～3月31日	校外研修時の担任業務代替	・7時間45分×11日間 ・長期休業中の勤務はない。						
	新採養護教諭後補充	4月1日～3月31日	新採養護教諭の指導及び校外研修時の業務代替	・4時間×15日 ・7時間45分×14日間 (年間168時間30分) ・長期休業中の勤務はない。						
	新採学校栄養職員後補充	4月1日～3月31日	新採学校栄養職員の指導及び校外研修時の業務代替	・4時間×15日 ・7時間45分×10日間 (年間137時間30分) ・長期休業中の勤務はない。						
	免許外教科担任解消 (通称:免外解消) (中学校のみ)	4月1日～3月31日	授業のみ担当する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・教材研究の時間は含まない。 ・長期休業中の勤務はない。			・6か月以上の任期の場合、年次有給休暇が付与される(下表参照)。夏季休暇も付与される。 ・年次有給休暇は次年度に繰り越すことできる。 ・忌引休暇等の特別休暇を取得することができる。	・加入する(ただし、任用期間が2か月以下の場合は加入しない)。 ・本人負担分を給与から控除する。 ・年度をまたいで継続任用となる場合には、社会保険も継続となる。		
	傷病休暇取得教員補充	状況により期間は異なる	授業のみ担当する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・教材研究の時間は含まない。 ・長期休業中の勤務はない。						
	主幹教諭業務担当教員代替 (通称:主幹代替)	4月1日～3月31日	教科の授業を約10時間(10コマ)、その他の業務を15時間程度代替する。	・配置する学校における担当時数により決定する。 ・1日5時間、週25時間上限(年間1,050時間) ・長期休業中の勤務はない。	・時給1,950円 ・当方規程による通勤手当の支給有。					
	学校支援非常勤講師 (通称:スマイル)	4月1日～3月31日	児童生徒指導の困難な学級や学校へ配置し、学習指導や生活への適応指導を行う。	・1日5～6時間、週29時間上限(年間1,218時間) ・長期休業中の勤務はない。	・時給1,500円 ・当方規程による通勤手当の支給有。			・加入する。 ・本人負担分を給与から控除する。 ・年度をまたいで継続任用となる場合には、社会保険も継続となる。		
<b>《表1:年次休暇日数》</b>										
週当たりの勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日	《表2:夏季休暇日数》			
6か月以上1年未満		10日	7日	5日	3日	1日	週当たりの勤務日数			
1年以上2年未満		11日	8日	6日	4日	2日	5日以上			
2年以上3年未満		12日	9日	6日	4日	2日	4日			
3年以上4年未満		14日	10日	8日	5日	2日	3日			
4年以上5年未満		16日	12日	9日	6日	3日	2日			
5年以上6年未満		18日	13日	10日	6日	3日	1日			
6年以上		20日	15日	11日	7日	3日	6日			
* 週あたりの勤務日数、勤務年数により付与日数が決まる。										
※次の場合は任用期間中であっても退職となる場合があります。										
・心身の故障等により職務の遂行に支障がある場合										
・教育公務員としてふさわしくない行為をした場合										
※非常勤の場合、公務上又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険制度(労働者災害)の適用となる。										

- \* スマイル・主幹代替は6日付与される。
- \* 初任者指導教員(単独校方式)は5日付与される。
- \* 免外解消は週あたりの勤務日数により付与日数が決まる。
- \* 初任者研修後補充・新採養護教諭後補充・新採学校栄養職員後補充は付与されない。

※社会保険:  
医療保険は、  
公立学校共済組合短期。年金は、厚生年金保険。